

令和8年度 第1回
様似町地域公共交通会議
議 案



1. 日時. 令和8年5月12日(火) 午後1時30分～
2. 場所. 様似町役場2階大会議室
3. 議題. (1) さまに乗合ワゴンの令和7年度利用実績について
(2) さまに乗合ワゴンの「土曜日の試験運行」の実施について
(3) その他 <<情報提供>>
・「交通空白地有償運送運転者講習」の受講料補助について

令和7年度
さまに乗合ワゴン「でんこう号」(試験運行)
実施報告書

1. 運行の背景・目的……………	1ページ
2. 運行概要……………	1～3ページ
3. 運行実績	
(1) 月別利用者数……………	4ページ
(2) 曜日・時間帯別利用者数…	5ページ
(3) 地区別利用者数……………	6ページ
(4) 利用目的……………	7ページ
(5) 運賃の支払方法……………	8ページ
(6) 周知・PRの取り組み……	9ページ
4. 評価及び今後の運行……………	10ページ

令和8年5月
様似町

1. 運行の背景・目的

本町の公共交通はJR日高線の鉄道事業廃止に伴う転換バスと路線バスが担っているが、路線バスなどの公共交通が通っていない“交通空白地域”に住む方々の移動手段の確保が課題となっている。その中、身近な移動手段であるハイヤーの運行継続が難しい状況となり、それに代わる交通サービスの導入を望む声が高まった。

それらを解決するため、町内における交通空白地域の解消と、高齢者等の車を持たない方々の日常生活における“足”を確保することを目的として、令和6年5月20日から事前予約型デマンド交通「さまに乗合ワゴン」の試験運行を開始した。

2. 運行概要

項目	内容
運行方式	地域を限定し路線を定めず、利用者の需要に応じた乗合で運送を行う「区域運行【ドアtoドア】方式」
実施型式	事業者協力型（日交ハイヤー株式会社）
車両・台数	乗用ワゴンタイプ（トヨタ ノア/定員8人） 1台  (運行開始 ～ 令和7年7月) ▶令和7年8月、新日本電工（株）様から創業100周年を記念し、自動ステップなどが装備された福祉仕様のワゴン車を寄贈いただきました。

<p>車両・台数</p>	 <p>(令和7年8月 ~ 現在)</p>
<p>運行日・ 運行時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日（土・日・祝日、年末年始は運休） ◎ A地区（鶴苔、西様似、西町、潮見台、港町、本町、会所町、 栄町、大通、錦町、緑町、朝日丘）… <u>月・水・金</u> ◎ B地区（旭、幌満、冬島、平宇、田代、新富、岡田）… <u>火・木</u>  <ul style="list-style-type: none"> ・午前7時から午後5時まで
<p>運行区間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自宅」と「所定の乗降場所」との往復または片道 ※所定の乗降場所 ①工藤商店、②本町郵便局、③中央公民館、④信金様似支店、 ⑤三和医院、⑥生協、⑦様似郵便局、⑧ファミリー歯科、 ⑨島田歯科、⑩アポイ山荘

項目	内容
運賃	片道 500 円（小学生以下 200 円） ※「さまにシルバー券」が使用可能
予約方法	利用日の前日午後 5 時までに電話で予約

【子どもの習い事送迎における利用】

町内の小・中学生の下校後における習い事や部活等への移動について、保護者による対応が困難な場合があるなどの要望を踏まえ、町内の小・中学生に限り、「習い事送迎」における利用を可能とした。

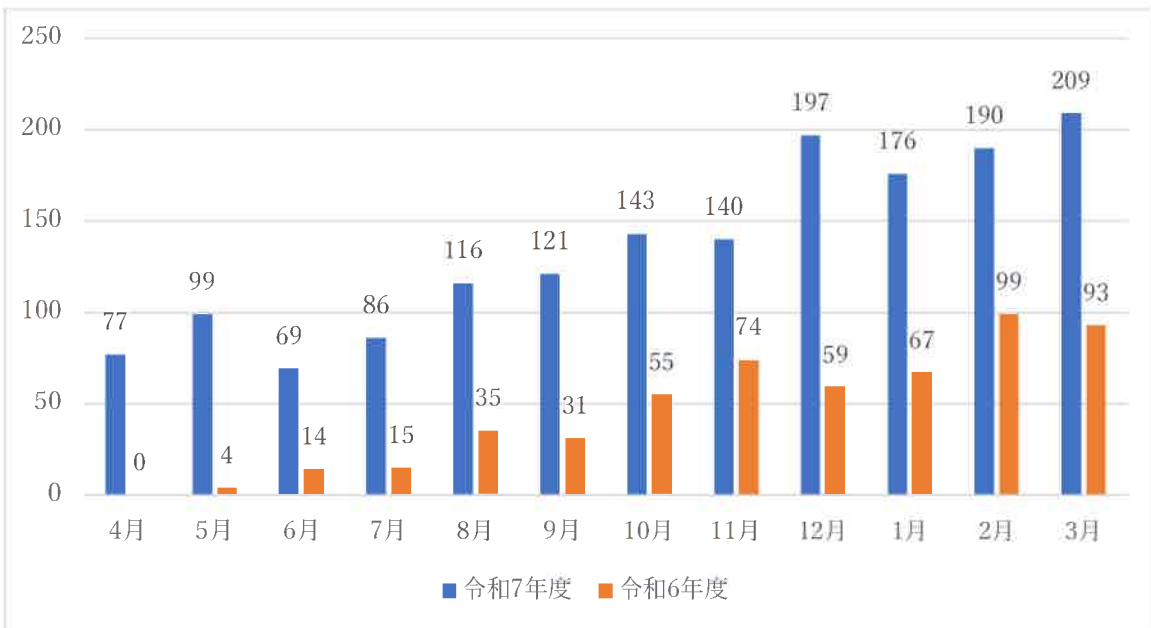
項目	内容
開始日	令和 8 年 3 月 1 日～
運行方式	※従来の運行と同じ
実施型式	
車両・台数	
運行日・ 運行時間	月曜日から金曜日（土・日・祝日、年末年始は運休） ※地区及び曜日分けはなし。 午前 8 時～午後 4 時 30 分
運行区間	「小・中学校」等 ⇄ 「町内の習い事」 （例）児童クラブ → 習字教室 → 児童クラブまたは自宅 ※学校から直接帰宅する場合は利用不可。
運賃	片道 小学生 200 円、中学生 500 円 ※保護者の付き添い利用も可能（片道 500 円）
予約方法	利用日の前日午後 5 時までに電話で予約



3. 運行実績

(1) 月別利用者数

- ・ 1年間の延べ利用人数は「1,623人」で、前年度と比べて約3倍となった。
- ・ 月平均は「135.2人」、1日の平均は「6.7人」となった。
- ・ 実利用人数は「98人」で、新規利用者は「45人」であった。



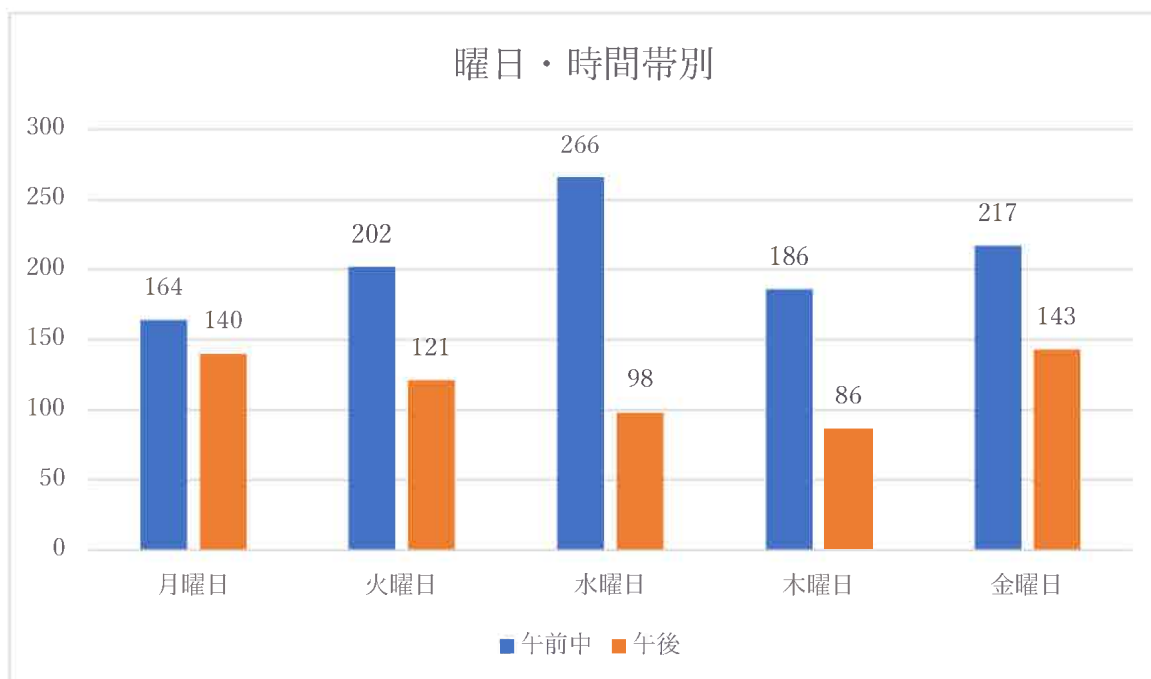
(参考) 令和6年度

月	人数	うち片道利用
		人数
4月	77人	9人
5月	99人	11人
6月	69人	7人
7月	86人	14人
8月	116人	20人
9月	121人	32人
10月	143人	58人
11月	140人	51人
12月	197人	57人
1月	176人	59人
2月	190人	68人
3月	209人	50人
計	1,623人	436人

月	人数	うち片道利用
		人数
4月	0人	0人
5月	4人	0人
6月	14人	2人
7月	15人	1人
8月	35人	1人
9月	31人	1人
10月	55人	5人
11月	74人	2人
12月	59人	3人
1月	67人	3人
2月	99人	13人
3月	93人	7人
計	546人	38人

(2) 曜日・時間帯別利用者数

- ・曜日別では大きな差はなかったが、「水曜日」と「金曜日」の利用が多く、「木曜日」の利用が少なかった。
- ・時間帯別では、全体の6割以上が「午前中」の利用となった。

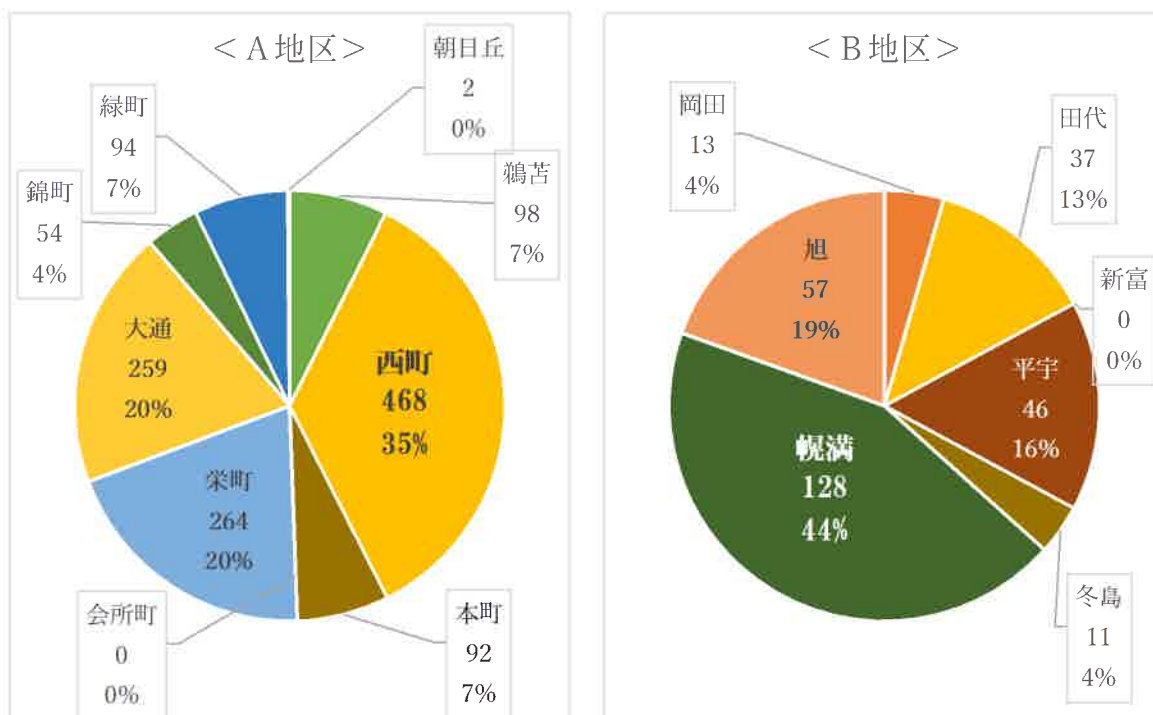


曜日 時間帯	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	計
午前中	164	202	266	186	217	1,035 (63.8%)
午後	140	121	98	86	143	588 (36.2%)
計	304	323	364	272	360	1,623



(3) 地区別利用者数

- ・ A地区では「西町」が最も多く、次いで「栄町」、「大通」がほぼ同数で多かった。
- ・ B地区では「幌満」が最も多く、次いで「旭」、「平宇」と続き、前年度と比べて「平宇」や「田代」の利用が増加した。



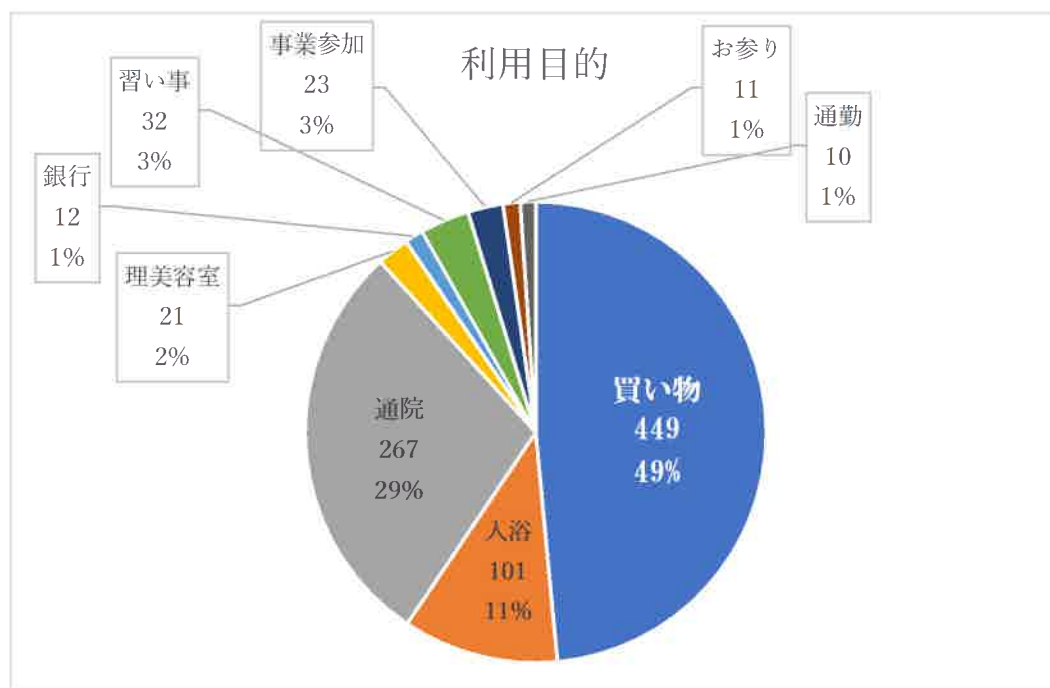
地 区		人数	地 区		人数
A地区 (月・水・金)	鶺鴒	98人	B地区 (火・木)	岡田	13人
	西様似	0人		田代	37人
	西町	468人		新富	0人
	潮見台	0人		平宇	46人
	港町	0人		冬島	11人
	本町	92人		幌満	128人
	会所町	0人		旭	57人
	栄町	264人		小計	292人
	大通	259人		合計	1,623人
	錦町	54人			
	緑町	94人			
	朝日丘	2人			
	小計	1,331人			

(参考) 令和6年度

地 区		人数	地 区		人数
A地区 (月・水・金)	西町	182人	B地区 (火・木)	旭	93人
	大通	69人		幌満	90人
	本町	45人		岡田	2人

(4) 利用目的

- ・前年度に引き続き「買い物」が最も多く、次いで「通院」、「入浴」が多かった。
- ・「買い物」については、帰りのみの片道利用も多かった。
- ・「事業参加」や「習い事」など、新たな目的による利用も見られた。



(参考) 令和6年度

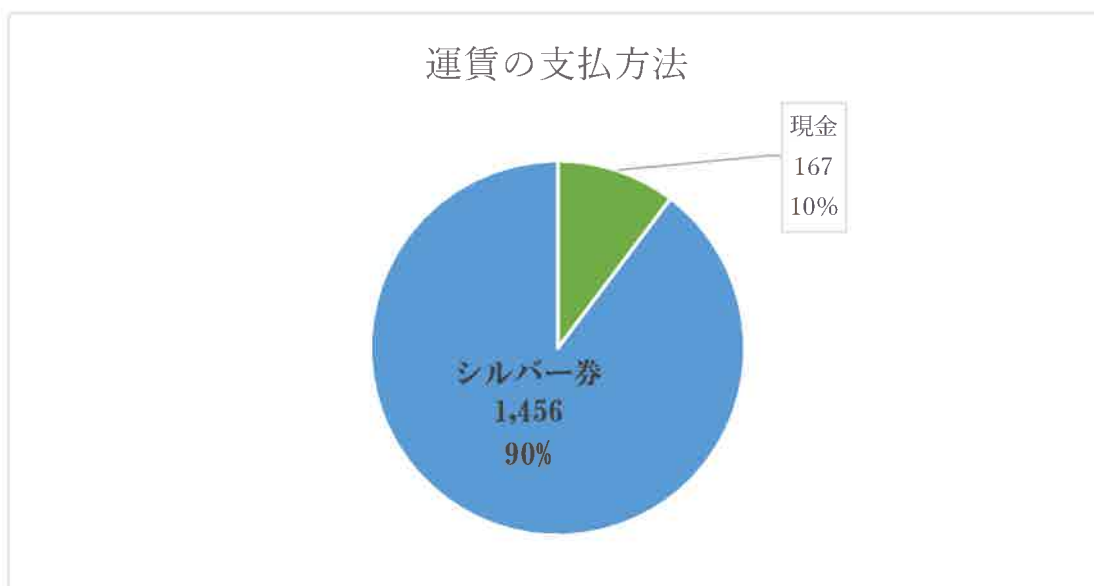
目的	回数
買い物 (生協、ニコットなど)	449回
通院 (三和医院、歯科医院)	267回
入浴 (アポイ山荘)	101回
理美容室	34回
銀行	34回
習い事	32回
事業参加	23回
お参り	11回
通勤	10回

目的	回数
買い物 (生協、ニコットなど)	83回
入浴 (アポイ山荘)	74回
通院 (三和医院、歯科医院)	66回



(5) 運賃の支払方法

- ・さまにシルバー券による利用は、全体の「約9割（1,456回）」となった。
- ・現金利用は、全体の「約1割（167回）」、金額にして「82,300円」となり、前年度と比べて「143回・70,900円」の増となった。



月	支払方法			計
	シルバー券	現金		
4月	76回	1回	500円	77回
5月	99回	0回	0円	99回
6月	69回	0回	0円	69回
7月	84回	2回	1,000円	86回
8月	110回	6回	3,000円	116回
9月	103回	18回	9,000円	121回
10月	128回	15回	7,500円	143回
11月	127回	13回	6,500円	140回
12月	166回	31回	15,500円	197回
1月	147回	29回	13,600円	176回
2月	166回	24回	12,000円	190回
3月	181回	28回	13,700円	209回
計	1,456回 (89.7%)	167回 (10.3%)	82,300円	1,623回

さまにシルバー券

満70歳以上の高齢者や障害者手帳の交付を受けているかたを対象に、アポイ山荘の入浴、ハイヤー及び乗合ワゴンの利用に使用できる券。

(1枚500円×年48枚)

(参考) 令和6年度

月	支払方法			計
	シルバー券	現金		
計	522回 (95.6%)	24回 (4.4%)	11,400円	546回

4. 評価及び今後の運行

試験運行の開始から約2年が経過し、老人クラブ等でのPRや利用者の方々のご協力などにより、「さまに乗合ワゴン」の運行が少しずつ浸透し、利用者数が約3倍となるなど、主に高齢者の方々の“生活の足”として、なくてはならない交通手段になってきているものと捉えています。

一方、いまだ「利用方法がわからない」など、運行内容が十分に知られておらず、潜在的な利用者があることも認識しているところです。

今後も引き続き、町広報紙などによる周知に加え、老人クラブや高齢者向け事業などでのPRに取り組むとともに、利用者等から意見・要望の聞き取りを行う中で、運行委託事業者との連携を密にしながら、運行の利便性向上に努めます。

また、町が実施する他の交通・移動サービスとの集約化など、町全体の今後の交通サービスの在り方について検討します。



新日本電工株式会社様からワゴン車をご寄贈いただきました

新日本電工株式会社様から創業100周年を記念して、ワゴン車を寄贈いただきました。

寄贈に当たり、新日本電工株式会社の青木社長は「長年にわたり様似町の皆さまにはお世話になってきました。節目の年に地域へ恩返ししたいと考え、寄贈を決めました」と挨拶されました。

寄贈を受けた荒木町長は「新日本電工様には町づくりの様々な場面でご協力をいただいております。今回のご厚意に心から感謝するとともに、今後も共に発展していきたいです」と謝意を述べられました。

今回寄贈いただいた車両は、自動ステップなどが装備された福祉仕様車で、さまに乗合ワゴン『でんこう号』として活用させていただきます。



目録の贈呈（令和7年7月8日）



寄贈されたワゴン車（令和7年8月7日）

(2) 令和8年度「土曜日の試験運行」の実施について

1. 目的

休日の運行については、運行当初から一部利用者などから要望があり、昨年9月に利用者へ簡易アンケートを行った結果、おおむね運行を希望する回答であった。

土曜日の午前中は、「三和医院（一般診療所）」や「ファミリー歯科（歯科医院）」の診療が行われており、休日における通院や買い物などの利用ニーズを把握し、次年度以降の運行における検討材料としたい。

2. 実施期間

令和8年10月～12月の毎週土曜日

計13日間

- ・10月（5日間）…3日、10日、17日、24日、31日
- ・11月（4日間）…7日、14日、21日、28日
- ・12月（4日間）…5日、12日、19日、26日

3. 運行時間

午前7時～午後5時

4. 運行地区

町内全地区

5. 運行区間

- (1) 通常利用 【自宅 ⇄ 町内10カ所】
- (2) 子どもの習い事送迎 【児童クラブ ⇄ 習い事】

6. 運賃

片道 500円（小学生以下 200円） ※さまにシルバー券の利用が可能

7. 利用方法

前日午後5時までに電話で予約

「交通空白地有償運送運転者講習」を受講しませんか？

～受講費用は町が全額補助します～

様似町では、将来の地域公共交通の維持及び強化を図るため、自家用有償旅客運送（さまに乗合ワゴン）の運転手を確保することを目的に、「交通空白地有償運送運転者講習」の受講者を募集します。

なお、**受講費用は町が全額補助**しますので、受講を希望される場合は下記をご確認のうえお申し込みください。

◎交通空白地有償運送とは…

バスやタクシーが不足する地域で、市町村などが国土交通省の認可を受けて、自家用車（白ナンバー）で住民を運ぶ“有料の移動サービス”のことで、様似町では「さまに乗合ワゴン」を運行しています。

（1）対象者

- ▶ 様似町内にお住まいで、第一種運転免許をお持ちの方
- ▶ 過去2年以内に“免許停止”の処分を受けていない方
- ▶ 講習受講後、修了者名簿に登録することを了承し、今後、「さまに乗合ワゴン」の運転業務の要請に可能な限り応じる意思のある方

（2）募集定員

10人 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。

（3）補助金額

受講費用の全額（上限19,500円）
※受講料、テキスト代、出張講習費用

（4）申込期間

令和8年4月1日（水）～ 随時
※募集定員になり次第、締め切らせていただきます。

（5）申込み・問い合わせ

下記の担当までご連絡ください。

▶ 様似町役場企画調整課企画係（担当：小西）

☎ 0146-36-2122

✉ kikakutouseika@samani.jp



（6）留意事項

この講習は、応募者が10人に達した時点で開催日時を調整します。

そのため、申込みから講習受講までしばらくお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

様似町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 様似町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者（第1号に掲げる者を除く。）のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 町を営業区域に含むバス、タクシー事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 北海道運輸局室蘭支局長又はその指名する者
- (5) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上町長が特に必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、町長又はその指名する者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は、審議する内容が公開することに適さないと認めるものを除き、原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、様似町企画調整課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、令和6年2月22日から施行する。

様似町地域公共交通会議 委員名簿

	区分	職氏名
1	(第3条第1号) 町長又はその指名する者	副町長 木 下 行 宏
2	(第3条第2号) バス、タクシー事業者	ジェイ・アール北海道バス株式会社 様似営業所長 伊藤 順
		日交ハイヤー株式会社 専務取締役 熊 谷 勝
3	(第3条第3号) 住民又は利用者の代表	藤 田 迪 子
4	(第3条第4号) 室蘭運輸支局長又はその指名する者	室蘭運輸支局 輸送監査担当 首席運輸企画専門官 佐々木 崇史
5	(第3条第5号) 学識経験者	様似町社会福祉協議会 事務局長 木 下 健 一

事 務 局	企画調整課 課長 野 里 伸 典
	企画調整課企画係 係長 小 西 正 人

(令和7年5月19日～)